

議案第18号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(天理市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 天理市特別職報酬等審議会条例(昭和39年12月天理市条例第32号)の
一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部改正)

第2条 天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「副市長」の次に「、教育長」を加え、同条第4項を削る。
別表中第1号を次のように改める。

1	教育委員会の委員	月額	円 81,000	市長の旅費相当額
---	----------	----	-------------	----------

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理
市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規
定に基づき」を削る。

第7条中「48月」を「36月」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第
4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(天理市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の天理市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の天理市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。
(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項及び第4項並びに別表の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項及び第4項並びに別表の規定は、なおその効力を有する。
(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例第1条及び第7条の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例第1条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。
(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例第1条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の天理市一般職の職員の給与に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。